

概要書面（特定商取引法に基づく表記）

株式会社ヘルメスが主宰する Yuki's LINE School（以下、「YLS」とします）はコンプライアンス重視の観点から、YLS が実施する講座のすべてが特定商取引法（以下、「法」という）の特定継続的役務提供に該当するとみなし、法に準じてクーリング・オフ等の手続きを規定いたしました。YLS に講座申し込みをされる方（以下、「受講生」とします）は、本書面を十分にお読みください。

講座の運営事業者、住所、電話番号、法人代表者

名称：株式会社ヘルメス

住所：〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3 丁目 5 番 3 号 西新宿ダイヤモンドパレス 306 号

電話番号： 03-6869-7940

法人代表者指名： 代表社員 横山 由起

事業責任者指名： 代表社員 横山 由起

提供する商品（役務の内容）

英会話の上達を目指す方を対象とした英会話指導（全て LINE 上で実施）

- ・ 英会話を上達させる動画/音声/PDF コンテンツ 150 日分
- ・ 英会話の勉強を加速させるためのスキル系コンテンツ（動画/音声/PDF）150 日分
- ・ 横山由起からの日報フィードバック（生徒による日報提出からおおよそ 24 時間以内に実施）
- ・ 英語 Native スピーカーによる生徒の英語発音に対するフィードバック（生徒による音声提出からおおよそ 24 時間以内に実施。ただしアメリカの土日祝日は除く）
- ・ Native 講師との Skype/Line 通話による英会話レッスン(30 分を 4 回)

- ・ YLS 期間中セミナー参加権 3 回（原則月の最終土曜日午後開催。開催月は入会時に告知）
- ・ YLS 期間中のグループコンサルティング参加権 2 回（原則月の最終土曜日午後開催。開催月は入会時に告知）
- ・ 5 ヶ月目に開催するグループコンサルティング後の懇親会無料参加権
- ・ 「手っ取り早く確実に「帰国子女？」と思われる戦略 16 連発動画
- ・ 「英語と速読について」動画

購入の必要がある商品・種類・数量

CNNee1 冊 (<http://ee.asahipress.com/>)

受講費には含まれていませんので、別途書店等で入手をお願いします。

商品の代金（役務の対価）・受講期間（役務の提供期間）

代金：429,000 円（税込）

期間：5 か月間*

*5 か月間は申し込み後 YLS のチャットに入った日を起算して 5 か月を指す。

受講料の支払い時期・支払い方法について

【支払時期】

受講料は受講開始の前日までにお支払いください。振込手数料は受講生がご負担ください。

【支払方法】

一括/分割支払い

銀行振込/PayPal 決済

【振込先】

三菱東京 UFJ 銀行 東中野支店 (店番号 152)

普通口座 口座番号 : 0476109

カ) ヘルメス

もしくは

みずほ銀行 横浜駅前支店 (店番号 292)

普通口座 口座番号 : 2451314

ヨコヤマユキ

【領収書】

ご希望の場合のみ発行いたします。

クーリング・オフに関する事項

受講生は、法律で定められた書面を受け取った日から起算して 8 日間を経過するまでの間は、YLS に対して書面により、契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。

①YLS はクーリング・オフに伴う損害賠償または違約金を請求しません。

②クーリング・オフは、それを行う旨の書面を発したときに、その効力を生じます。

- ④クーリング・オフがあった場合において、既に役務が提供されている場合であっても、その対価である金銭の支払い義務はありません。
- ⑤代金支払後にクーリング・オフがされた場合、YLS は速やかに全額を返金します。
- ⑥受講生は、YLS が解除に関する事項について不実告知をして誤認した場合、または威迫行為により解除を行なわなかった場合は、受講生が改めてクーリング・オフが可能であることを示した書面を受領し、その旨を告げられてから 8 日間は、クーリング・オフが可能です。

中途解約に関する事項

受講生は、クーリング・オフ期間経過後においても、契約を中途解約することができます。その際、YLS が受講生に対して請求する損害賠償等の額は、特定商取引法第 49 条第 2 項ならびに特定商取引に関する法律施行令第 15 条及び第 16 条の規定により以下の通りになります。

【受講開始前】

15,000 円（事務手数料）

【受講開始後】

①と②の合計額。

①既に提供された講座受講の対価に相当する額

日報に対して YLS がフィードバックを行った分のコンサル料

例えば本講座開始から 53 日目で中途解約する場合、

$429,000 \times 53/150 = 151,000$ 円（千円以下切り捨て）となります。

②50,000 円または契約残額の 20%に相当する額のいずれか低い額

返還金のある場合は、ご指定の口座への振込により速やかに受講生に返還する

ものとしします。

返金に関する振込手数料は受講生がご負担ください。

①と②の合計金額をすでに納付された受講料から差し引いて返還します。なお、分割決済の場合、上記損害賠償額を YLS が受領できるよう、支払い回数について YLS と受講生が協議することとします。

割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

ローン提携販売，包括信用購入あっせん，個別信用購入あっせんその他割賦販売法が適用される方法により役務提供を行う場合には、割賦販売法に基づき役務提供事業者が生じている事由をもってその支払請求に対抗できます。

前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

その他の特約

特約はありません。